

○仙台市社会福祉審議会条例

平成一二年三月一七日

仙台市条例第三号

改正 平成一二年六月条例第六三号

平成一三年一〇月条例第五〇号

平成二七年三月条例第二一号

(設置)

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平一二、六・平一三、一〇・改正)

(委員の定数)

第二条 審議会の委員の定数は、七十人以内とする。

(平二七、三・追加)

(委員の任期)

第三条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七、三・旧第二条繰下・改正)

(委員長の職務を行う委員)

第四条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(平二七、三・旧第三条繰下)

(専門分科会)

第五条 審議会に老人の福祉に関する事項を調査審議させるため、老人福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議させるため、地域福祉専門分科会を置く。

(平二七、三・旧第四条繰下・改正)

(審議会の調査審議の特例)

第六条 法第十二条の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(平一二、六・改正、平二七、三・旧第五条繰下)

(会議)

第七条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(平二七、三・旧第六条線下)

(専門分科会の委員)

第八条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)

に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(平二七、三・旧第七条線下)

(民生委員審査専門分科会の委員)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平二七、三・旧第八条線下)

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(平二七、三・旧第九条線下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止)

- 2 仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第二百十七号)は、廃止する。

附 則 (平一二、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平一三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。